

入札制度改革基本方針の取組みについて

入札制度改革基本方針「4 具体的な取組み」		平成26年度		
		取組み	具体的内容	成果・結果
(1) 制限付一般競争入札	制限付一般競争入札は、そのデメリット部分や事務対応上の問題の整理を図りつつ、その対象を現在の設計額おおむね3,000万円以上の工事から順次引き下げを行い、施行の拡大を図ります。 また、制限とする参加要件において、工事成績評定点の活用など、優良な企業への配慮について検討を進めます。	○制限付一般競争入札対象工事の拡大 ○制限付一般競争入札の参加要件について工事成績評定点を利用	○設計金額3,000万円以上から2,000万円以上に拡大し実施する。 ○工事成績評定点を利用し、市独自点を算出し総合評定値に加えることにより制限付一般競争入札への参加機会の拡大を図る。	○平成26年度当初より、制限付一般競争入札の対象工事について、「設計金額2,000万円以上」へ拡大した。 ○平成26年7月以降の制限付一般競争入札から市独自点による加点制度を適用し、市独自点の加算により3業者が延べ6回入札に参加した。
(2) 指名競争入札	指名競争入札は、制限付一般競争入札の拡大に併せ、順次その対象を縮小します。 なお、指名業者選定要領の選定基準を見直し、企業の規模などを勘案する中で市内企業の育成に配慮した入札参加指名選定を行います。	○指名競争入札の縮小	○一般競争入札が設計金額2,000万円に拡大するのに伴い指名競争入札を縮小する。	○一般競争入札の拡大に伴い、建設工事における指名競争入札の対象工事が減少した。
(3) 制限付一般競争入札総合評価落札方式	総合評価落札方式は、企業の提案や企業能力を入札に反映できるものの、市内企業参加工事における評価の有効性や工期の確保に配慮する必要があることから、当面は、その適用について、国の動向を参考としつつ、現在の小牧市建設工事総合評価競争入札試行要綱に基づき実施します。 なお、現在の最低制限価格の採用については、低入札価格調査制度の採用に改め、更に価格とそれ以外の評価の総合性を高めます。	○総合評価落札方式対象枠の拡大検討	○総合評価落札方式による入札枠の拡大を引き続き検討する。	○平成26年度においては4件実施したが、総合評価は通常入札より事務負担が大きいため、技術力や地域貢献等、価格以外の評価に配慮すべき大規模事業を対象に実施することとした。ただし、広く市外業者の参加が見込める事業、低入札価格調査で対応すべき事業は、総合評価の活用を検討することとした。
(4) 電子入札	電子入札は、おおむね500万円以上の工事及び50万円以上の委託業務において実施していますが、より一層の拡大を図ります。	○電子入札の拡大	○物品等で30件の実施を目標とし、工事案件については、130万円以上の建設工事に拡大可能か検討する。	○物品等で69件の電子入札を実施し、電子入札の普及を図った。 ○工事案件は、電子入札、紙入札のメリット・デメリットを十分比較し、引き続き拡大に向け検討することとした。
(5) 予定価格	予定価格を事前公表することで、入札参加業者・発注者の事務軽減(採算の見込めない入札回避、入札回数の低減)、不正行為の防止(贈収賄など)及び受注目安による入札不調減少から適切な発注時期の確保が図られており、現状において不都合がないことから、当面は事前公表を維持することとします。ただし、今後弊害が生ずることがあれば見直します。	○変動型最低制限価格制度の入札において事後公表の実施	○変動型最低制限価格制度の試行により、適切な市場価格を探るため、予定価格の事後公表にて入札を実施する。	○変動型入札の試行により確認された実勢価格に基づき、設計単価算出方法の見直しを行った。 ○国の指針により、予定価格の原則事後公表の方針が示されたが、現時点で事前公表による不都合は生じていないため、県と同様に事前公表を継続する。
(6) 最低制限価格	事前公表により、最低制限価格でのくじ引きが多発しているところ。一方、試行的に実施している現行の算定式による最低制限価格の事後公表においては、くじ引きは発生しないものの、失格者が多く発生しており、入札不調による工事への影響が懸念されます。 こうしたことから、当面は最低制限価格の事後公表の拡大を図りつつ、その効果、課題を検証します。併せて低入札調査制度の導入や、新たな最低制限価格算定方法(現行の算定式方式を改め、入札平均価格からの算定による変動型最低制限価格制度など)の検討を進めます。	○変動型最低制限価格制度の試行 ○失格者の抑制への検討	○変動型最低制限価格制度による入札を20件～30件試行実施し、その検証結果に基づき適切な設定方法を検討する。 ○制限付一般競争入札の対象案件を拡大したことによるくじ引き、失格者の発生状況などの検証・検討を行う。	○変動型入札の試行したところ、通常の入札と比べ、落札率についてはとくに問題はなかったが、入札などの事務的負担は大きかった。 ○一般競争入札74件中、くじ引きが発生した入札は4件、失格者が発生した入札は6件あった。一部の専門工事については、依然として低価格帯での落札決定が続いている状況下にあることが判明した。
(7) 市内本店企業への発注拡大	市内本店企業で施工が可能と判断される規模の工事については、積極的に市内本店企業への発注を進めるなど、工事発注基準の見直しを行い、市内本店企業への発注拡大を図ります。 また、下請負として市発注工事に市内企業が参入しやすい環境づくりの検討など、小牧商工会議所等関係機関とも連携を図ります。	○市内本店企業への発注拡大検討 ○小牧商工会議所との連携	○市内本店業者で実施できる工事金額を検討する。 ○小牧商工会議所との懇談会に参加し、市内企業が参入しやすい環境づくりについて引き続き協議を行う。	○工事金額を引き上げることで、本店業者の受注拡大や育成が見込めるが、一方、支店業者の撤退を招き、競争環境の後退による落札率の上昇や繁忙期の不調増加が懸念される。そのため、引き上げの是非及び引き上げ額のバランスを見極める必要があることが判明した。 ○商工会議所建設業部会役員会に参加し、意見交換を行った。
(8) 前金払	企業の経営環境の改善を図るため、現在の前金払制度に、中間前金払制度を付加することや、出来高融資制度を新たに導入することなど、建設資金に対する対応強化を進めます。	○中間前金払制度の導入 ○出来高融資制度の導入	○両制度を引き続き実施する。	○中間前払16件、支払金額5,800万円の実績があり、昨年に引き続き企業の経営環境の改善に寄与した。
(9) 暴力団等の排除	小牧市暴力団排除条例により、暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者を公共工事の入札に参加させないなど、暴力団の排除について小牧警察署との連携を強化し、排除に必要な措置を講じます。	○暴力団排除に関する取扱要領の改正に伴う運用の実施	○引き続き小牧警察署と連携し、必要な措置を図る。	○要領に該当する事例はなかった。
(10) 談合等の不正排除	談合等の不正排除については、契約約款、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づき実施していますが、今後は、指名停止期間の適用において、より厳しい扱いとし、その判断基準の改定を進めます。 また、不正防止の取り組み強化や、不正を生みにくい事務管理方法について検討を進めます。	○談合等の不正排除のための職員への取り組み強化	○談合等の不正排除のため、公正取引委員会職員を講師として招き、談合防止研修を開催することにより不正防止の意識を高める。	○公正取引委員会職員を講師に招き、全課管理職を対象に官製談合防止研修を実施した。
(11) 工事における品質確保	これまでの監督員の施工プロセスチェックリストによる監理を継続するとともに、工事施工中の現場確認の強化や工事成績評定を入札に反映することによる企業対応(品質、出来形など)施工管理に対する工夫、改善の促進など、より良い品質の確保を目指した取組みを進めます。	○工事成績評定の入札への反映 ○技術職員研修の充実	○市内業者育成の観点から、工事成績評定点、工事請負額や地域社会貢献度を活用した市独自点の加算を行うことにより、より予定価格の高い入札への参加が可能となる制度を導入する。 ○愛知県が実施している研修を利用し、職員が研修を受けることができる体制を築く。	○小牧市建設工事入札総合点数算定要領を施行するとともに、対象業者に独自点を通知し、入札参加促進を図った。 ○愛知県が実施する技術職員研修に10人派遣した。 ○より公平な工事評定を行うため、評定項目の解説書を作成し、技術職員研修を実施した。
(12) 技術力の向上	市内企業の技術力向上のため、工事検査における指摘事項や標準仕様書等の改正にかかる情報などを企業に伝える方策の整備、工事表彰制度及び研修会の開催などを進めます。	○企業に対する研修会の実施 ○優良工事の公表	○前年度の検査指摘事項などの情報を企業に伝えるための研修を実施する。 ○土木工事・建築工事別に年間の工事成績評定点上位3工事の公表をすることにより業者の意欲を高め、更には技術向上につなげる。	○関係団体の研修会にて前年度の完了工事の指摘事項について説明した。また、市ホームページにて「契約情報インフォメーション」を掲示し、工事関係書類や設計積算等に関する情報提供を行った。 ○優良工事の公表を市ホームページを利用し実施した。
(13) 入札情報の公開	入札関係情報のホームページへの掲載など、より多くの情報について、公表拡大を進めます。	○入札結果の公表拡大	○電子入札を拡大することによる入札結果の公表拡大を図る。	○物品等の電子入札の拡大に伴い、ホームページを利用して入札結果の公表を拡大した。
(14) その他	入札制度改革の基本的方向に則した施策について、調査・研究するとともに、有効な施策については、その施行に向けて積極的に取り組みます。	○入札制度改革の検証及び継続的改善 ○有効な施策の実施	○入札制度改革検討委員会を定期的に開催し、具体的取組みの検証を行うとともに継続的な制度改善を進める。	○入札制度改革検討委員会を2回開催し、基本方針に対する取組状況、変動型入札試行結果、最低制限価格の見直し等の協議を行った。 ○公共工事の発注平準化について庁内関係課と協議を行い、実施に向け検討した。